

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針 現状と課題

令和 2 年 3 月

農林水産省

I 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針について

1. お茶の振興に関する法律について

- 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行。

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定 (第2条)

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定 (第3条)

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策 (第4条～第10条)

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助 (第11条)

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。

2. 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針について

- 「お茶の振興に関する法律」に基づき、平成24年4月に「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」を策定。

第1 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

- 茶業及びお茶の文化の振興の意義（国民の健康的な生活の実現に付与、中山間地域における重要な基幹作物）
- お茶をめぐる課題（消費の減少、茶園の若返りや改植の遅れ、福島第一原子力発電所事故の影響）
- 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向（需要の回復、生産者の経営の安定、消費の拡大、輸出の促進等）

第2 お茶の需要の長期見通しに即した生産量に関する事項

- 1 お茶の需要の長期見通し 平成32年の需要量は、9.7万トン
- 2 お茶の生産の生産数量目標 平成32年の生産数量目標は、9.5万トン

第3 茶業の振興のための施策に関する事項

- 1 生産者の経営の安定
茶園の基盤の整備、茶樹の改植の推進、気象災害の予防等の推進、中山間地域等における離農茶園への対応、放射性セシウムの低減に向けた取組
- 2 加工及び流通の高度化
お茶の生産者・生産組織による製造、小売を含めた一体的な取組の推進、中小企業者と生産者との連携による事業活動に係る取組の推進、加工施設の整備の推進
- 3 品質・付加価値の向上の促進
品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組の推進、付加価値の向上のための取組の推進
- 4 消費の拡大
お茶のブランド化の推進及び新しいお茶の楽しみ方の提案、新用途への利用に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶を活用した食育の推進、お茶の産地と都市との交流の取組の推進、放射性セシウムの検出により低減した需要の回復のための取組
- 5 輸出の促進
海外市場の開拓の推進、輸出先国・地域が求める輸入条件への対応

第4 お茶の文化の振興のための施策に関する事項

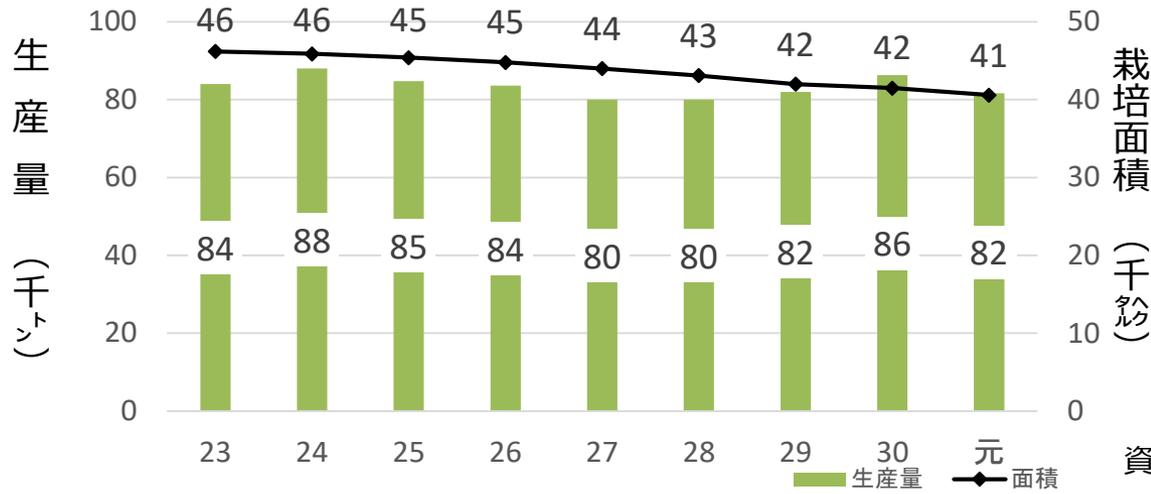
- 1 お茶の文化に関する理解の増進
お茶の文化の振興に関する取組の支援、海外における日本文化紹介活動を展開する取組の実施
- 2 お茶に関する文化財の保存・活用
茶道具や茶室、お茶に関する風俗習慣などの文化財に対する保護

Ⅱ お茶の生産・流通・消費等の現状

1 お茶の生産動向

- 平成23年以降、栽培面積は緩やかに減少している一方、生産量は、約8万ト
ンで推移。
- 茶農家数は年々減少。

【お茶の栽培面積・生産量の推移】



資料：農林水産省「作物統計」

【主産県における販売農家数の推移】

(戸)

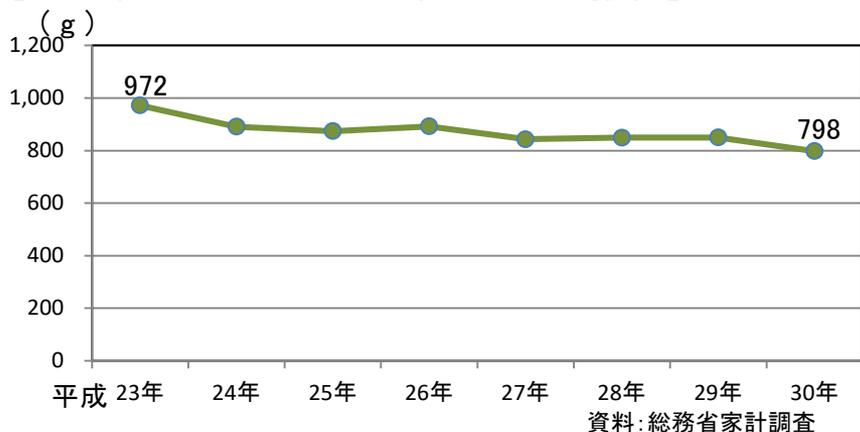
| | 静岡 | 鹿児島 | 三重 | 京都 | 福岡 | 宮崎 | 熊本 | 全国 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| H12 | 24,019 | 4,309 | 4,598 | 1,330 | 2,217 | 820 | 1,277 | 53,687 |
| H17 | 17,731 | 3,072 | 2,294 | 1,035 | 1,629 | 642 | 973 | 37,617 |
| H22 | 13,933 | 2,216 | 1,455 | 825 | 1,385 | 513 | 695 | 28,116 |
| H27 | 9,617 | 1,744 | 967 | 653 | 980 | 399 | 529 | 20,144 |

資料：農林水産省「農林業センサス」

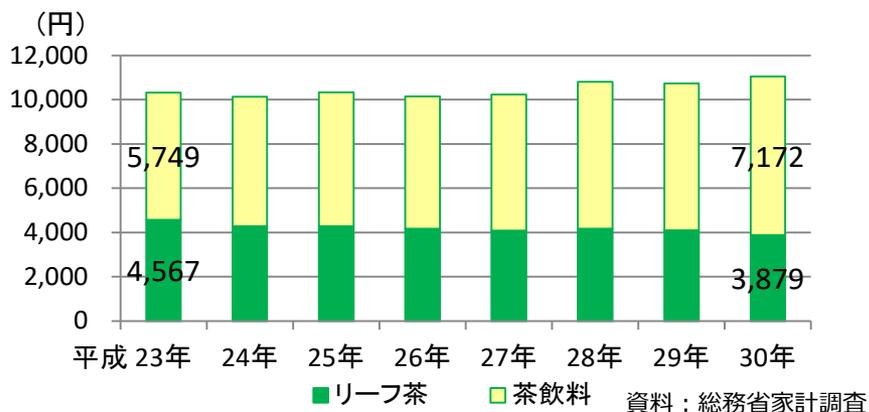
2 お茶の消費動向

- 緑茶の消費量について、平成23年以降、緑茶（リーフ茶）は緩やかに減少。緑茶飲料は増加傾向で推移。
- 1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間支出金額は、茶飲料の金額が拡大傾向にあり、特に若年層でその傾向が顕著。

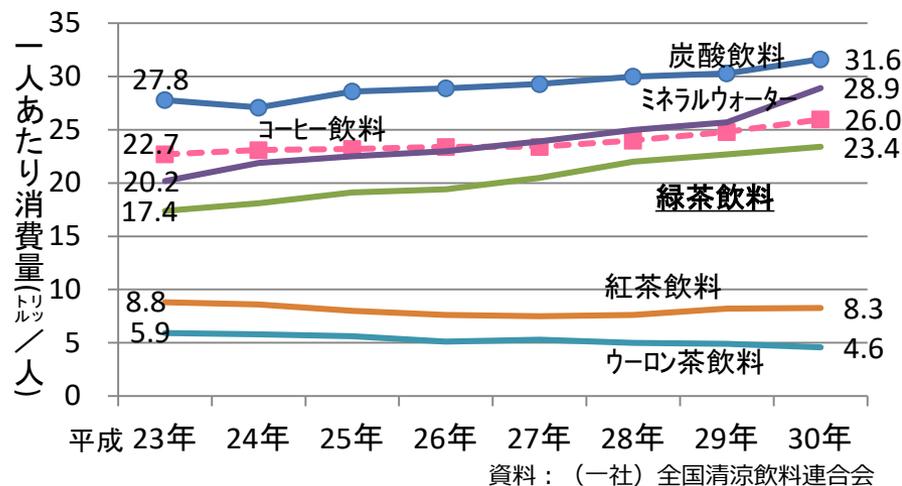
【1世帯当たりのリーフ茶消費量の推移】



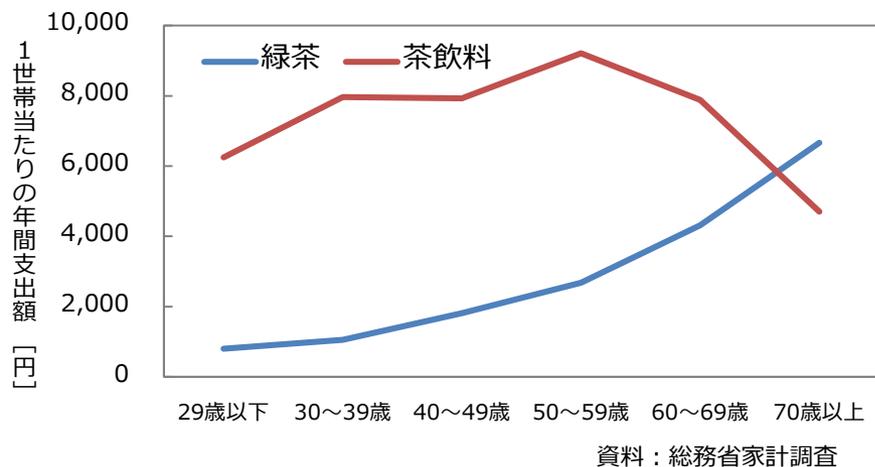
【1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間支出金額】



【清涼飲料等の消費量の推移】



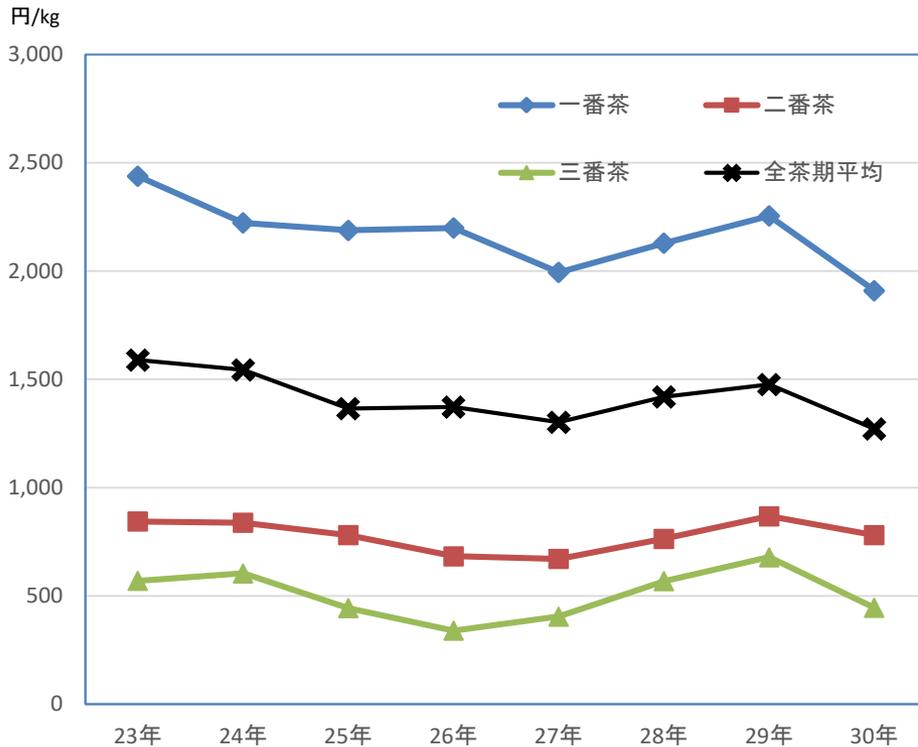
【年齢別の緑茶と茶飲料の消費動向 (平成30年)】



3 荒茶価格の動向

- お茶の価格については、平成23年以降、需要の停滞により低下傾向。特に、一番茶においてその傾向が顕著。
- お茶の価格は、①茶種による価格差、②茶期による価格差が大きく、これに品質に応じた価格差が加わるため、農家によっては大きな差。

【お茶価格の推移（荒茶・普通せん茶）】



資料：全国茶生産団体連合会調べ

【茶期毎の価格（平成30年産の荒茶）】

単位：円/kg

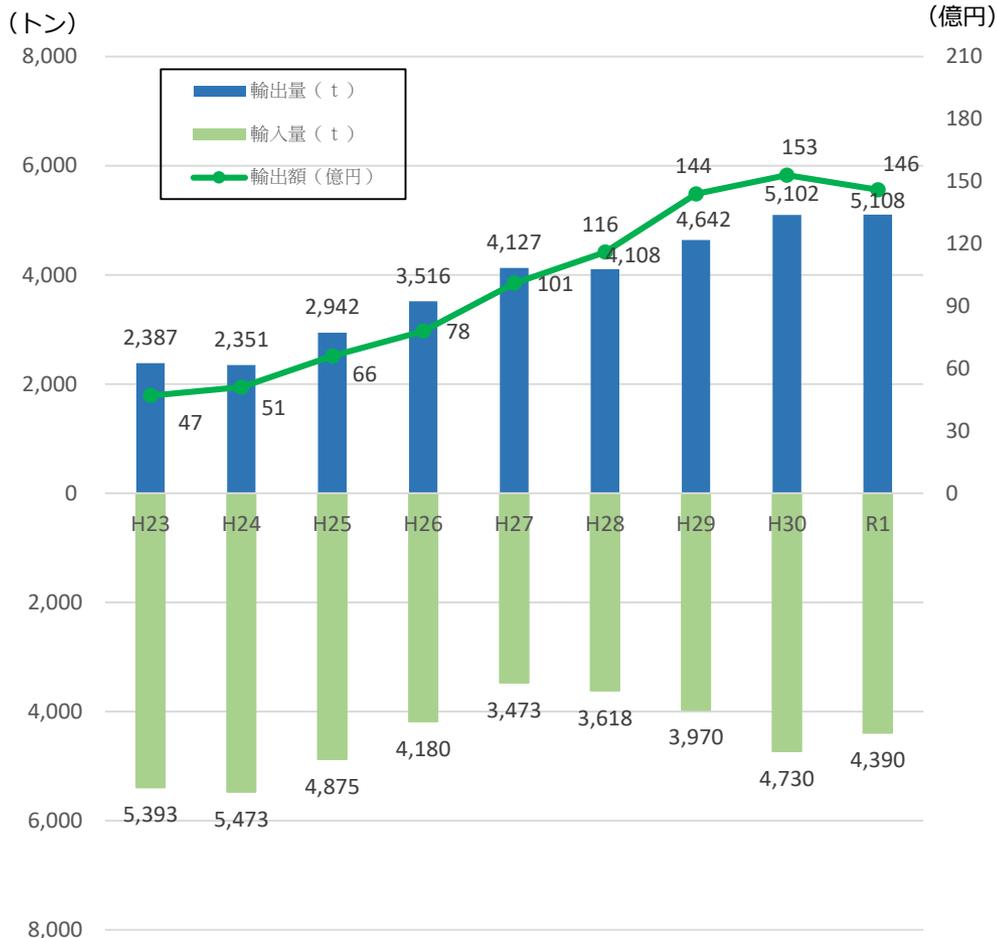
| | おい茶 | | | せん茶 | | 番茶 | その他 緑茶 |
|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----|-----------|
| | 玉露 | かぶせ 茶 | てん茶 | せん茶 | 玉緑茶 | | |
| 一番茶 | 5,468 | 1,992 | 3,394 | 1,910 | 2,216 | 739 | 1,168 |
| 二番茶 | - | 1,040 | 1,787 | 781 | 752 | 482 | 588 |
| 三番茶 | - | - | - | 445 | 489 | 393 | 284 |
| 秋冬番 茶 | - | - | - | 424 | - | 367 | 371 |
| 全茶期 平均 | 5,468 | 1,652 | 2,758 | 1,271 | 1,711 | 418 | 653 |

資料：全国茶生産団体連合会調べ

4 お茶の輸出入の動向

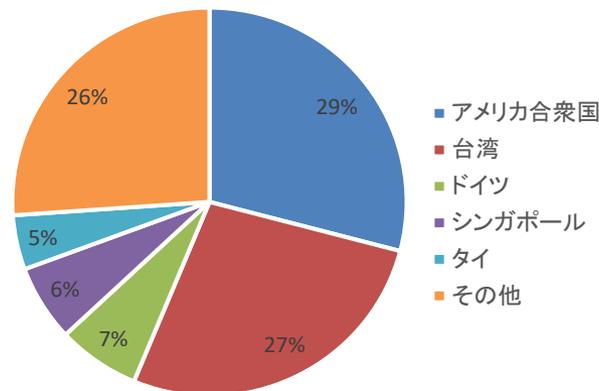
- お茶の輸入量は、近年4千トン前後で推移。
- 輸出量は、米国等における日本食ブームの影響、健康志向の高まりにより、増加傾向で推移。輸出先国としては、米国が全体輸出量の約3割を占める。

【緑茶の輸出入の推移】

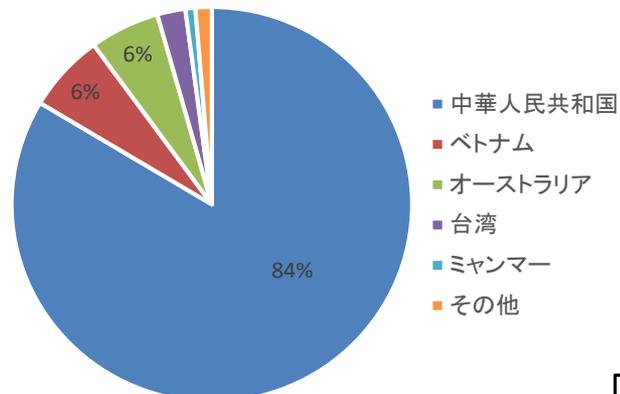


資料：財務省貿易統計

【主な輸出先国(上位5カ国地域・R1)】
(輸出量シェア)



【主な輸入先国(上位5カ国地域・R1)】
(輸入量シェア)



資料：財務省貿易統計

5 生産者の経営の安定

(1) 生産基盤の整備①

- 茶園の生産基盤の整備等を通じ、機械化に対応した茶園を拡大。
- 茶農家の減少に伴い、農家当たりの栽培面積は拡大。

【基盤整備の実施状況】

茶園を含む畑地帯におけるかんがい施設や区画整理等の基盤整備を支援

○ 水利施設等保全高度化事業実施地区数

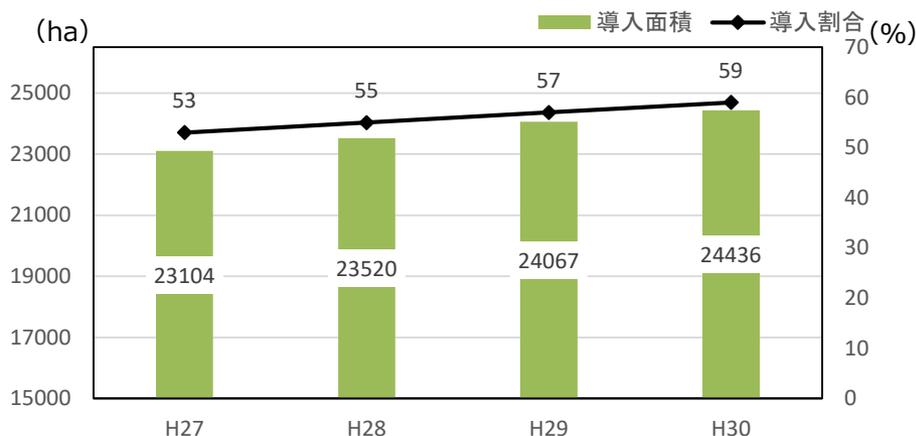
| | H30 | R1 |
|-----|-----|----|
| 地区数 | 62 | 55 |



緩勾配化による機械化対応茶園

資料：農林水産省調べ

【乗用型摘採機の導入状況】



資料：農林水産省調べ

【主産県における販売農家1戸当たりの栽培面積の推移】

| | 静岡 | 鹿児島 | 三重 | 京都 | 福岡 | 宮崎 | 熊本 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H12 | 0.7 | 1.5 | 0.5 | 0.9 | 0.5 | 1.2 | 0.6 |
| H17 | 0.8 | 2.1 | 0.9 | 1.1 | 0.8 | 1.7 | 0.8 |
| H22 | 1.0 | 3.0 | 1.3 | 1.3 | 0.9 | 2.2 | 1.1 |
| H27 | 1.2 | 3.3 | 1.5 | 1.5 | 1.1 | 2.1 | 1.1 |

資料：農林水産省「農林業センサス」注：平成22年の販売農家における栽培面積は推計。

5 生産者の経営の安定

(1) 生産基盤の整備②

○ 一方、全国の茶園の約4割が中山間地に位置しており、傾斜の大きい園地は乗用型摘採機の導入が困難な状況。

【農業地域別茶栽培面積の動向】

| | | H27(ha) | 備 考 |
|-----|-----------|---------|--|
| 全国 | 平地 | 15,532 | |
| | 中山間地 | 10,276 | |
| | 中山間地割合(%) | 39.8 | |
| 静岡 | 平地 | 8,570 | 中山間地のうち5割が傾斜度15度以上*であり、乗用機械の導入が困難。 *平成6年時点 |
| | 中山間地 | 3,205 | |
| | 中山間地割合(%) | 27.2 | |
| 鹿児島 | 平地 | 3,450 | 中山間地においても傾斜度は小さく、基盤整備が進んでいるため、ほとんどの地域で乗用型機械の利用が可能。 |
| | 中山間地 | 1,860 | |
| | 中山間地割合(%) | 35.0 | |
| 京都 | 平地 | 177 | 8割が傾斜度10度以下、15度以上は6% |
| | 中山間地 | 768 | |
| | 中山間地割合(%) | 81.3 | |
| 愛知 | 平地 | 216 | 8割が傾斜度5度以下、15度以上は0% |
| | 中山間地 | 66 | |
| | 中山間地割合(%) | 23.4 | |

資料：農林水産省調べ

【乗用型摘採機の導入状況（平成30年）】

| | 台数 | 導入面積ha | 導入割合% |
|------|-------|--------|-------|
| 静岡県 | 3,472 | 10,416 | 63.1 |
| 鹿児島県 | 1,406 | 8,106 | 96.4 |
| 京都府 | 94 | 265 | 16.9 |
| 愛知県 | 78 | 236 | 45.3 |
| 全国計 | 6,937 | 24,436 | 58.9 |

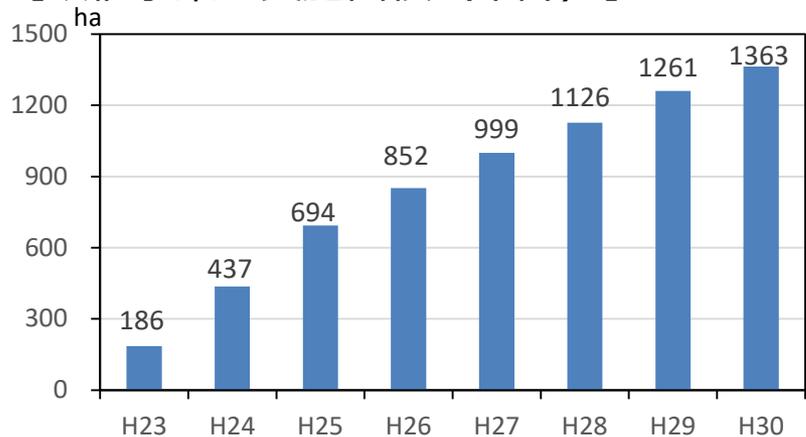
資料：農林水産省調べ

5 生産者の経営の安定

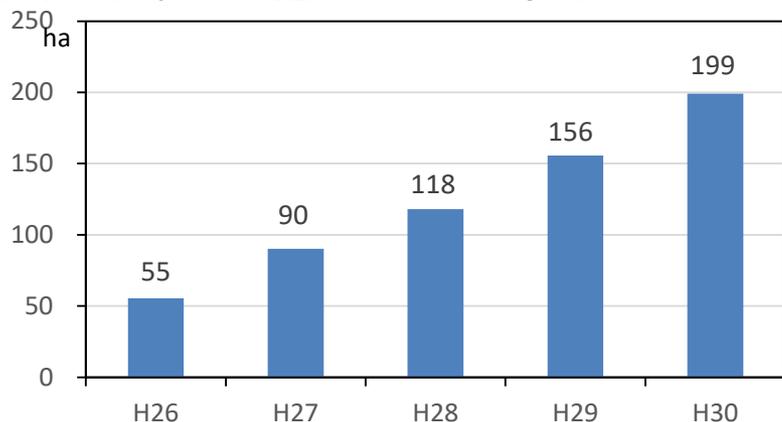
(2) 茶樹の改植の推進

- 全国の茶園の約4割が、樹齢30年以上と老園化し、収量、品質の低下が懸念。改植等への支援を行うものの、改植・新植実施面積は、3.8%程度。
- 一部の産地では、早生、晩生の品種導入により、摘採期の分散が図られている。

【改植事業の実施面積（累計）】



【新植事業の実施面積（累計）】



【産地別の品種構成（%）】

| | 静岡 | 鹿児島 | 京都 | 愛知 | 全国 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| ゆたかみどり (早生) | 0.04 | 27.1 | 0 | 0.5 | 6.1 |
| さえみどり (早生) | 0.5 | 12.5 | 0.8 | 1.2 | 3.9 |
| さやまかおり (やや早生) | 1.8 | 0 | 0.7 | 1.4 | 2.0 |
| やぶきた (中生) | 91.5 | 33.3 | 63.1 | 55.5 | 72.4 |
| さみどり (中生) | 0.02 | 0 | 7.9 | 25.1 | 0.7 |
| おくみどり (晩生) | 0.6 | 4.8 | 11.7 | 11.6 | 3.2 |
| その他 | 5.5 | 22.2 | 15.8 | 5.3 | 11.7 |
| 合計 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

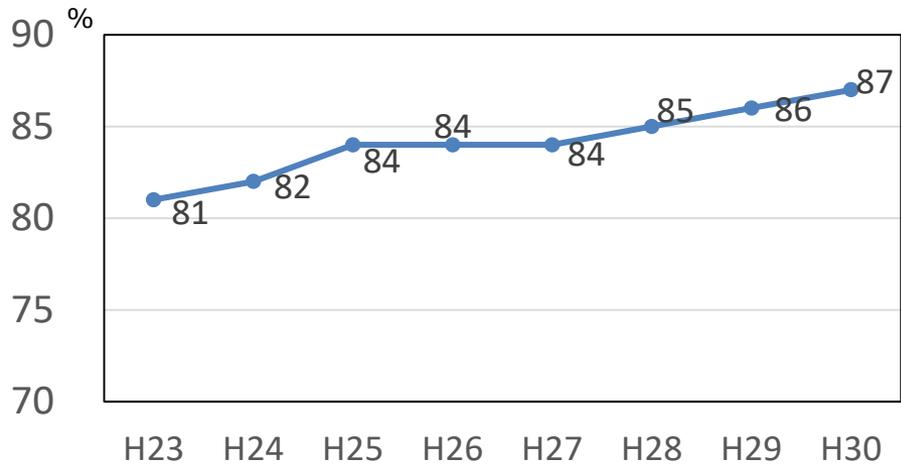
農林水産省調べ（平成30年度）

5 生産者の経営の安定

(3) 自然災害等のリスクへの備え

- 茶生産においては、凍霜害、寒害、降灰等の自然災害のほか、販売価格の下落、燃油価格の上昇等のリスクが存在。
- こうしたリスクに備えるため、防霜施設等の整備や、収入保険等への加入促進の取組を実施。

【防霜対策実施面積割合】



資料：農林水産省調べ
(既対策面積/要霜害対策面積)

【農業保険制度の活用】

- ・ 農業保険(収入保険・茶共済)に加入することで、凍霜害等の自然災害等のリスクに備えることが可能。

(茶共済引受率の推移)

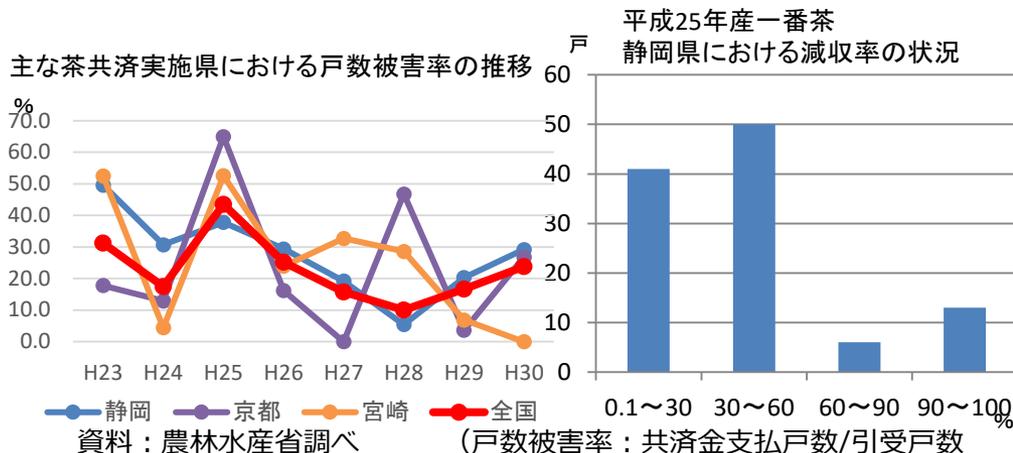
単位：%、百万円

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 引受率 | 3.3 | 3.4 | 3.2 | 3.4 | 4.3 | 3.6 | 3.1 | 2.7 |

資料：農林水産省調べ (引受率：引受面積/栽培面積)

(茶共済における戸数被害率の推移)

- ・ 平成25年は各地で凍霜害等の被害が発生し、茶共済加入者の43.5%に共済金を支払い。主産地の静岡県では、防霜施設設置園地での被害発生や、全損になった農業者も存在。



(収入保険の加入状況等)

- ・ 令和元年の収入保険の加入件数は全国で2.3万経営体うち、茶を生産する加入者は305経営体
- ・ 収入保険は、一番茶だけでなく、二番茶以降の茶や、荒茶や仕上げ茶といった簡易な加工品も補償の対象

5 生産者の経営の安定

(4) 中山間地域等の離農茶園への対応

- 高齢化等による離農の増加により、優良な茶園が荒廃地とならないよう、意欲ある多様な経営体に集積する取組に対する支援を実施。

【農地バンクの活用】

農地集積を推進するため、平成26年に農地バンクを創設。茶主産県における担い手への農地（茶以外も含む）の集積率は創設時の37.7%（平成26年3月末時点）から43.5%（平成31年3月末時点）に増加。

【農地バンクを活用した集積の事例】

静岡県島田市西原地区

- 茶園が多い地域であるが、狭小な農地が多く、畝の向きが不統一なために大型機械が入れず、農地を引き受ける担い手がいなくなることを危惧。
- 地域の同意を得て、農地バンクに中間管理権を設定し、農地耕作条件改善事業等による整備を実施。地区面積5.1haのうち3.7haを担い手4名に集積・集約化した。



【事業実施前】
(耕作者数) 30名
(団地数) 42団地
(筆数) 81筆

【事業実施後】
11名
11団地
27筆

1haを超える担い手が3戸誕生

【茶園整理の活用】

平成28年度から、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業に「茶園整理」のメニューを追加し、茶園の伐採及び抜根に対して支援。

(茶園整理の活用状況)

| 年度 | H28 | H29 | H30 |
|----------|-----|-----|-----|
| 実施面積(ha) | 84 | 37 | 24 |

資料：農林水産省調べ

(茶園整理に伴う品目転換の事例)



大根への転換
(鹿児島県)



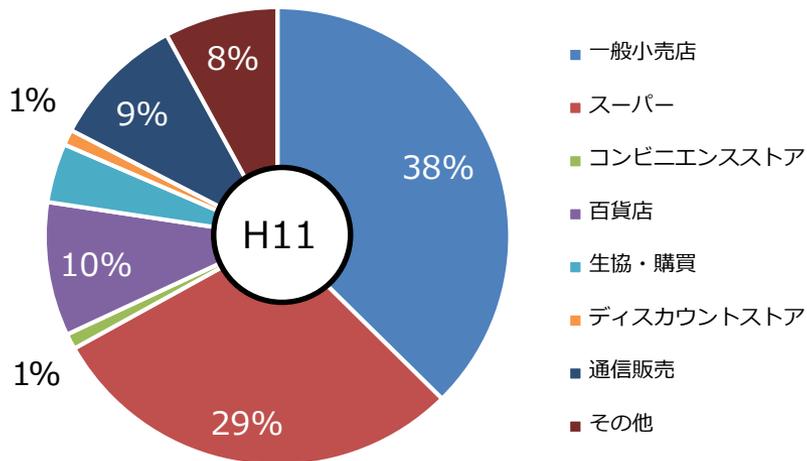
白ネギへの転換
(静岡県)

6 加工及び流通の高度化

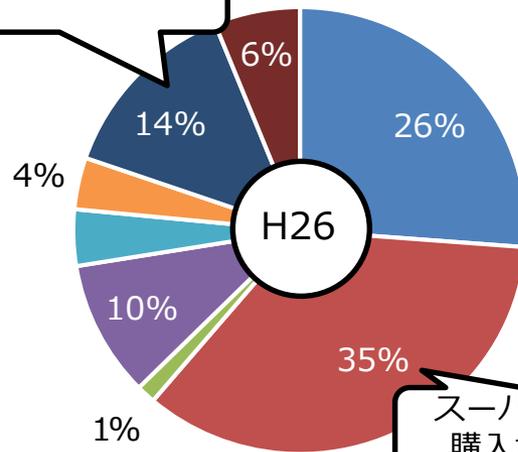
(1) 消費市場の変化

- 消費者による緑茶の購入は、平成11年では茶専門店を含む一般小売店からが最も多かったが、その後、スーパーからの購入等が増加。
- 茶類小売業の事業者数は平成14年から平成26年でおよそ半減。

【緑茶の購入先の変化】



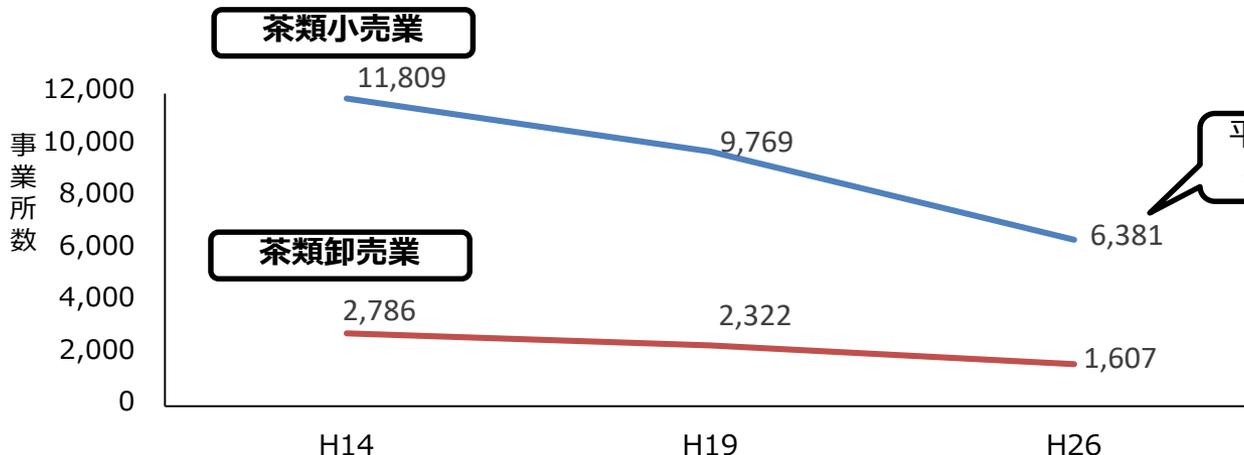
通信販売の利用が増加。



スーパーからの購入が増加。

資料：総務省「全国消費実態調査」

【茶類小売業及び卸売業の事業者数の推移】



平成14年比、46%減少。

資料：経済産業省「商業統計」

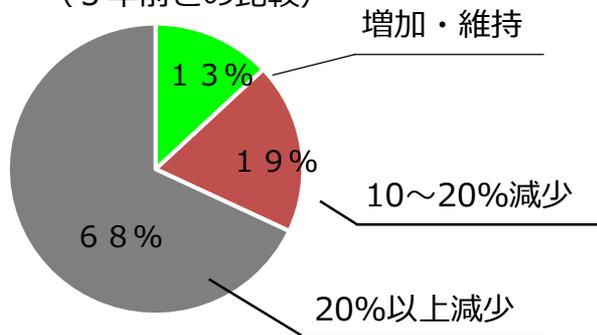
6 加工及び流通の高度化

(2) 市場変化に対応した販売の取組

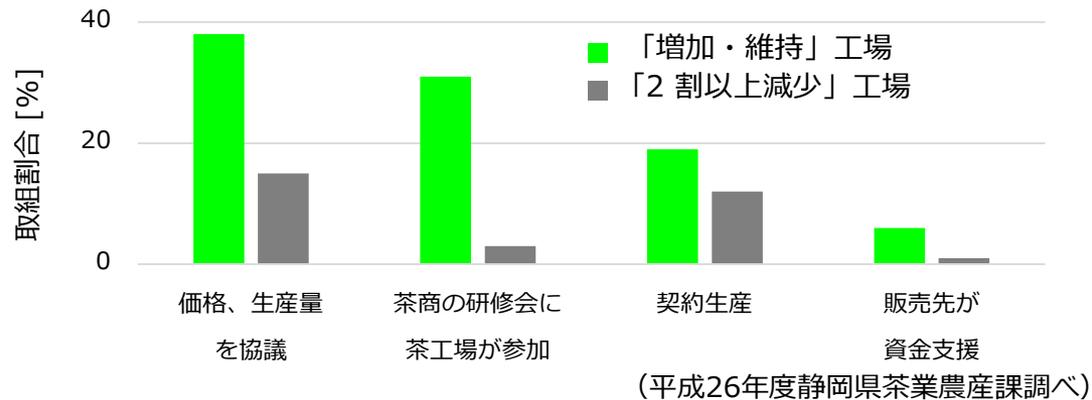
- 静岡県内の共同茶工場のうち、販売額が増加・維持となった茶工場においては、茶商と直接価格や生産量について協議をするなど、茶商と連携した取組が多く見られた。
- 自販率を高めることで、市場取引に比べて有利な販売を実践する例もある。

【茶商との連携を深め収益を向上させるケース】

静岡県内の共同茶工場の経営状況
(5年前との比較)

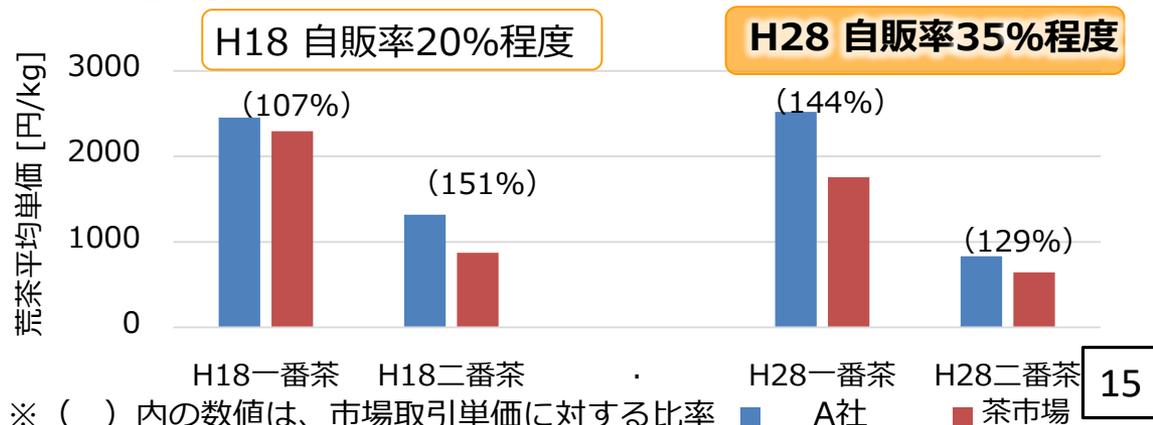


荒茶販売額を増加・維持した工場と2割以上減少した工場との取組の比較



【自販率の向上により荒茶単価を向上させた事例】

直売所の運営や、通販、営業担当者の設置による営業活動の拡大などにより、自販チャネルを拡大し、より有利な価格決定ができる体制の構築に努めることで、市場単価に比べ有利な販売を実践。

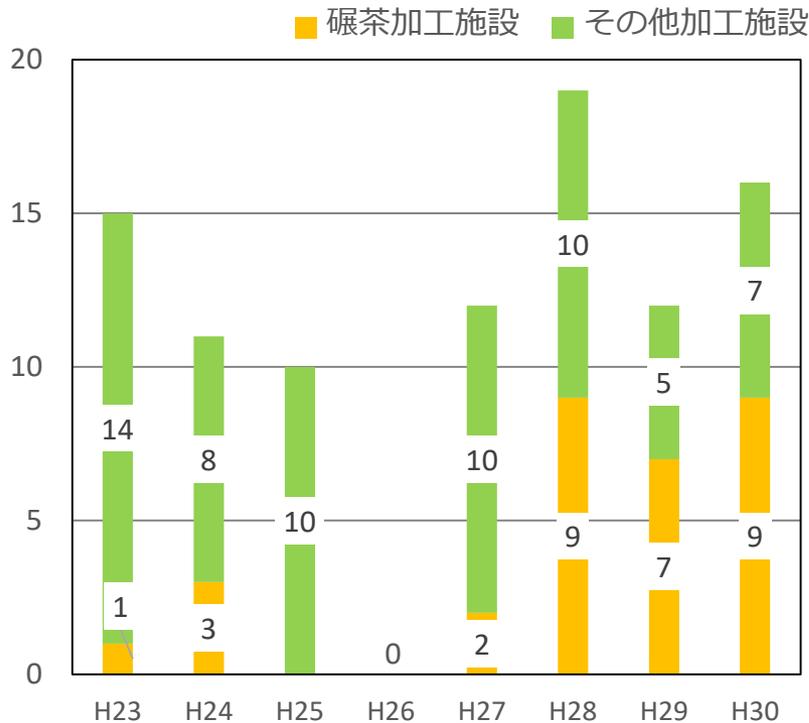


6 加工及び流通の高度化

(3) 加工施設の整備の推進

- 老朽化した加工施設や適正規模でないものについて、効率化及び合理化に資する施設の整備に対する支援を実施。

【荒茶加工施設等の整備状況】



資料：農林水産省調べ

強い農業づくり交付金・産地パワーアップ事業・
農畜産物輸出拡大施設整備事業導入実績
(予算年度による分類。ただし、産地パワーアップ事業のうち基金事業については計画認定年度)

【茶工場再編による生産性向上の事例】

たからべ製茶（鹿児島県）

- 鹿児島県曾於市において、5戸の茶農家が株式会社として法人化し、新たに茶工場を整備。
需要が高まっているティーバッグ用原料を生産し、全量を飲料メーカーとの契約取引により供給。
法人内での作業分担や機械の共同利用により、省力・効率化を図り、広域の生葉収集体制を確立。



ティーバッグ専用荒茶工場



分担作業による省力化

7 品質・付加価値の向上の促進

(1) 研究開発の推進

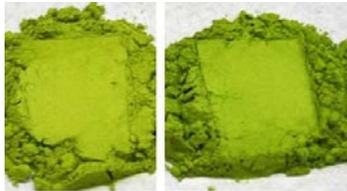
- 多様な消費者ニーズに対応したお茶生産の促進に向け、新たな品種の育成・普及や栽培・加工技術等の研究を推進。
- 平成23年以降は、新たな品種として「せいめい」等が品種登録された他、抹茶や有機茶の生産性向上に向けた研究開発が進められている。

【消費者ニーズに対応した新品种】

○抹茶適正が高い品種

「せいめい」(2017年登録出願)

被覆栽培における収量が高く、色合いと旨味に優れる。輪斑病等に抵抗性を有する。

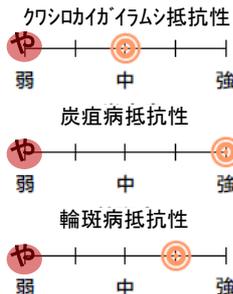


やぶきた せいめい

○有機栽培に適した品種

「はるのなごり」(2012年登録)

炭疽病、輪斑病抵抗性が高い。
やぶきたに比べ収量約3割高。

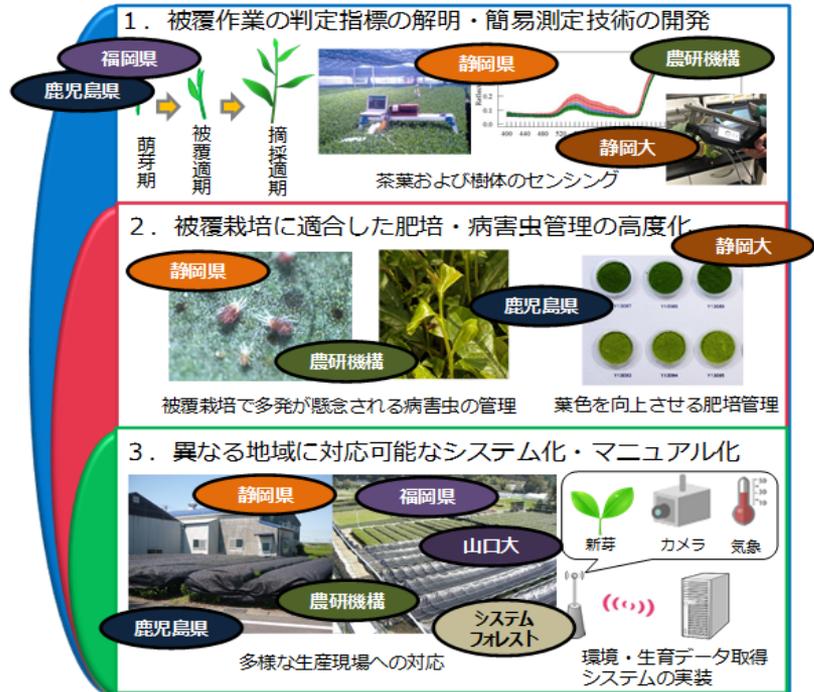


や : やぶきたの抵抗性

【抹茶等の生産性向上に向けた研究開発】

○高品質茶生産拡大のための適期被覆技術体系の確立

被覆適期の判定指標を明らかにし、判定指標を簡素かつ迅速に測定できる技術等を確立することにより、高品質なてん茶等の生産を拡大する。

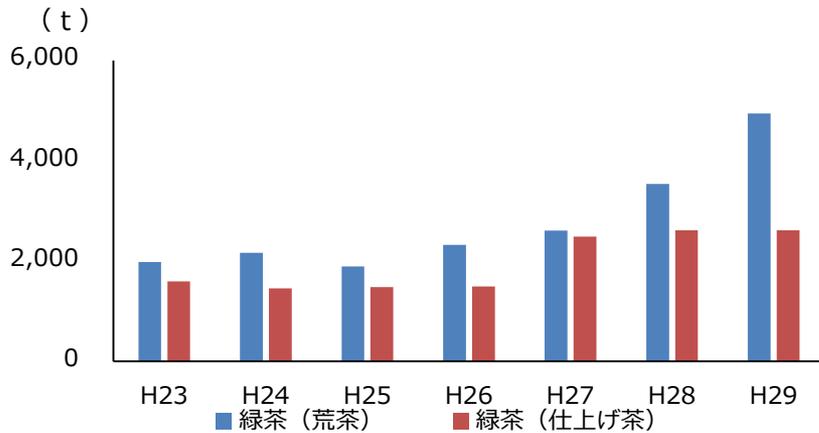


7 品質・付加価値の向上の促進

(2) 品質向上の取組

- 品質向上を図り、新たな価値を創造するため、生産者が自ら高付加価値の有機栽培茶を販売する取組など、加工・流通方法の改善等を推進。

【茶の有機JAS格付実績の推移（国内）】



【農林水産省調べ】

【生産者による高付加価値茶販売の取組】

(Matcha Organic Japan)

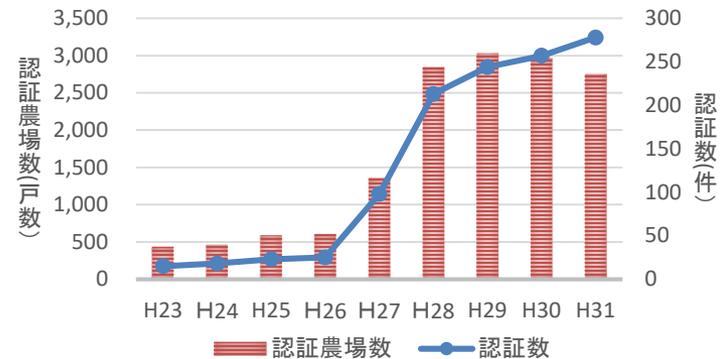
静岡県の川根を拠点に、有志の若手農家により設立。付加価値の高い有機抹茶を販売。

消費者向けの農業体験イベントや、古い茶工場をリノベーションしたカフェの展開など、様々な取組を実施。



茶工場をリノベーションしたカフェ

【茶のASIAGAP/JGAP認証農場数の推移】



【出展：日本GAP協会】

(コカ・コーラの取組例)



コカ・コーラシステムでは、2020年環境目標の一つとして、「持続可能な農業」を重点分野と位置付け。2020年までに、清涼飲料の原材料となる主要な農産物を持続可能な供給源から100%調達することを目指しており、具体的な取り組みとして、指針である取引産地基準SAGP(Sustainable Agriculture Guiding Principle：持続可能な農業の基本原則)を定め、世界中の農業現場での普及を推進。

(伊藤園の取組例)



契約取引にて生産される荒茶について、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P.などの第三者認証を必要とするGAPを取得した原料のみを使用。

【農林水産省ウェブページから】

8 消費の拡大

(1) ブランド化の推進と新しいお茶の楽しみ方の提案

- 消費者の「本物」志向の高まりを受け、生産者と茶商が連携した商品開発の取組等が進展。
- 料理に合わせて産地の特徴のある茶を組み合わせ合わせて提供する「ティーペアリング」の取組も行われている。

【新たな商品開発の事例】

○高級ボトリングティー

専用茶園で生産し、手摘みで収穫・加工した荒茶を、製造会社が長時間かけて水出し抽出・ボトリングを行い、高級レストラン等で高価格で販売。



○新たな茶土産

静岡博報堂とお茶屋がプロジェクトチームを結成し、もらったら嬉しいお土産として、県内の希少な茶葉の飲み比べができる商品を開発。



8種類の茶葉のティーバッグが入った「8茶くらべ」

【ティーペアリングの取組】

静岡県伊東の高級老舗旅館内のレストランにおいて、地元食材を使ったフレンチと日本茶のペアリングを行い、料理一皿ごとに最良の日本茶を開発。



料理に合わせた日本茶

日本茶の価値を高める取組が評価され、小規模で上質なホテルを対象とする国際的な賞（ワールドブティックホテルアワード）を受賞。



ティーペアリングの例

8 消費の拡大

(2) 新用途の利用に関する研究開発及びその成果の普及

- 茶に含まれるメチル化カテキン等の機能性成分を解明するとともに、茶製品で利活用しやすい環境の整備や機能性をPRした消費拡大の取組を推進。

べにふうき (メチル化カテキン)

- ハウスダストやほこりなどによる目や鼻の不快感の軽減が期待される「メチル化カテキン」を含む。



水出し緑茶 (エピガロカテキン)

- 水出し緑茶は、お湯で淹れた緑茶に比べ、「エピガロカテキン (EGC)」の割合が高く、免疫活性化作用が期待。



サンルージュ (アントシアニン)

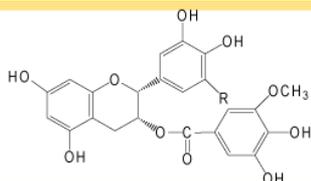
- 眼精疲労軽減効果が期待される「アントシアニン」含量が高い品種。



茶の機能性を消費者にPRする動きが活発化

機能性成分を活用しやすい環境の整備

- べにふうきに含まれるメチル化カテキンの定量試験方法をJAS化。
機能性成分の統一した測定方法を公定化することで事業者の利便性を向上。



機能性をPRした茶の消費拡大の取組

- 茶の機能性をPRしたパンフレットの作成や、新商品の開発・販売。



機能性をPRしたパンフレット



機能性をPRした商品

8 消費の拡大

(3) 食育、都市との交流

- 小中学生へのお茶文化の普及等の活動を継続して実施。
- 消費者である都市住民や海外観光客等向けに、茶摘み体験等の都市農村交流の取組を実施。

【お茶文化の普及】

- 学校にお茶のインストラクターを派遣し、お茶の歴史やおいしい淹れ方、飲み方を指導。
- 平成30年度は、東京都を含め、全国で736件、約41,033名に対し実施。
(その他静岡県、鹿児島県、京都府、埼玉県、愛知県等で実施)。



- 平成21年から開催されている全国の小学生を対象にしたお茶の淹れ方技術等を競うイベント。平成29年度末までに、通算146回、延べ8,652人参加。
- 日ごろ学んだ技術や知識を披露する場として活用。



【都市農村交流の推進】

(京都おぶぶ茶苑)

- 2008年から本格的に海外で日本茶を販売。主にネット通販で世界約50カ国・地域に輸出。
- 海外からのインターン生受け入れや、外国人を対象とした茶畑見学や体験プログラムも実施。



(グリンピア牧之原)

- 1995年より茶の体験農園、レストラン、小売店舗等を併設し、国内外の観光客を集客。
- 最近の訪日外国人数の増加で、中国のインバウンドが非常に好調。インバウンドを契機にその後の商談に進むこともある。



9 輸出の促進

(1) 海外市場の開拓の推進①

- 海外から需要の高い抹茶や有機茶等の生産を拡大するための取組を支援。

【輸出向け荒茶加工施設等の整備】

茶の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援

○ 農畜産物輸出拡大施設整備事業実施地区数

| | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地区数 | 1 | 1 | 2 | 2 |

資料：農林水産省調べ
(予算年度による分類)

(杉本製茶の取組事例)

○ 仕上茶加工施設の整備により輸出量を拡大

- ・ 抹茶加工の能力を向上させ、大口ロットでの需要に対応するとともに、コールドチェーンの確立を通じて品質向上を図り販路を拡大

○ 安定的な有機茶の確保に向けて体制を構築

- ・ 有機てん茶は、生産者と連携して設立した協議会を中心として、有機栽培に取り組む生産者の拡大、有機てん茶の増産を推進

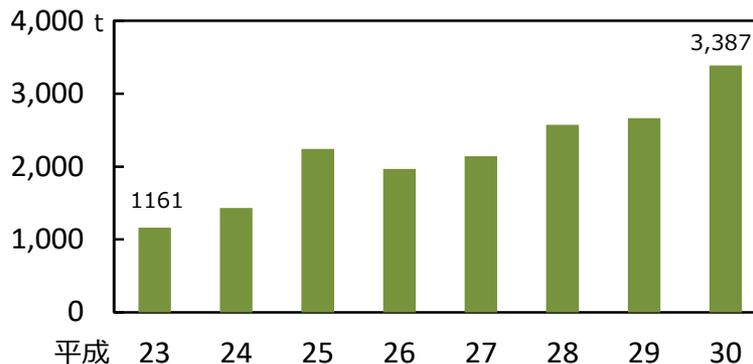
○ 輸出先国の拡大

- ・ 展示会への出展等を通じて抹茶を主体にカナダ、東南アジア、EUへ販路を拡大



粉碎機(左)、貯蔵施設(右)を整備(イメージ)

【てん茶の生産量の推移】



資料：全国茶生産団体連合会調べ

(愛知てん茶組合の取組事例)

○ ニーズに的確に応える集出荷体制を構築

移動式ラックを有した集出荷施設を整備。使用農薬ごとや品種・品質ごとにてん茶を区分して管理。



(整備後のイメージ)

○ 輸出向けの生産体制の確立

- ① J-GAPアドバンス等認証取得による適切な栽培管理、トレーサビリティ確保を徹底。
- ② 抹茶向け品種への転換による高品質化

9 輸出の促進

(1) 海外市場の開拓の推進②

- お茶の輸出拡大を図るため、団体やJFOODOによる海外でのプロモーション活動により、緑茶のブランド化を推進。
- 海外でのブランド保護のため、地理的表示（GI）等の知的財産の活用を推進。

【日本茶輸出促進協議会の取組】

- 米国、EU、香港等において、展示会に出展するとともに、バイヤー等に対し、茶種や品質判定、価格評価など、取引上必要となる知識提供のためのセミナーを開催。
- 茶産地にバイヤーを招聘し、産地や生産現場での体験など、ストーリー性をPR。



煎茶・玉露セミナー
（香港）

【GIの取得】

八女伝統本玉露（登録：H27/12）

- 自然仕立てで栽培し、被覆は稲わら等の天然資材を用い棚施設により行っている。また、手摘みで、新芽の柔らかい部分のみを収穫する。
うまみ成分であるテアニン等のアミノ酸を多く含み、渋みを呈するカテキン類の含有量が抑制されているなど高い品質を実現している。



【JFOODOの取組】

- 集中カアアップ、リラックス効果をもたらすテアニンが豊富な日本茶を「マインドフルネス・ビバレッジ」として訴求し、米国の「ミレニアル層×頭脳労働者」をターゲットに、プロモーションを実施。



JFOODO
日本茶プロモーションサイト

- プロモーションサイト等のオンライン施策と、消費者イベント等のオフライン施策を組み合わせ、ターゲットの購入意向率を上昇させた。



現地消費者向けイベント

JFOODO日本茶プロモーションサイト：
<https://greentea-jfoodo.jetro.go.jp/>
Amazon.com内日本茶特集ページ：
<https://www.amazon.com/japanesegreentea>

9 輸出の促進

(2) 輸出先国・地域が求める条件への対応

- 輸出先国の規制に対しては、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律により設置される農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって戦略的に対応。
- 輸出先国において我が国で使用されている主要な農薬の残留農薬基準を設定するため、必要なデータの収集や相手国への申請を推進。
- 輸出先国の残留農薬基準をクリアする防除体系を確立するため、米国等向けの茶病害虫防除マニュアルの作成や各地での現地実証を通じて防除体系の確立を推進。

【輸出先国の残留農薬基準の設定申請】

【輸出先国に対応した生産体制の確立】

| | 令和2年2月時点 | | 令和元年度支援 (申請、データ取得等) 件数 | 令和2年度以降 申請予定 |
|----|----------|------------|---------------------------|--|
| | 申請 件数 | うち登録 件数 | | |
| 米国 | 7 | 7 | 2 | 令和2年度までに要望の強い薬剤(約30剤)の半数を申請 |
| EU | 2 | - | 4 | 令和3年度までに茶栽培で通常使われる薬剤(20剤程度)のうち10剤程度を申請 |

- ・ 米国、EU、台湾向けの茶病害虫防除マニュアルを作成。(平成27・28年度)
- ・ 「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業」により、防除体系の確立・導入に向けた技術的指導等を実施。
- ・ 平成28年度～平成30年度にかけて、静岡県、鹿児島県、京都府、福岡県、宮崎県において防除体系の確立に向けて、現地実証。その後、マニュアル作成、現場普及を予定。

【各国における残留農薬基準値の設定数(令和2年10月時点)】

資料：農林水産省調べ

| | 日本 | 米国 | | EU | | 台湾 | |
|-----|-----|---------|---------|---------|---------|-----|----|
| | | うち日本と同等 | うち日本と同等 | うち日本と同等 | うち日本と同等 | | |
| 農薬数 | 207 | 36 | 31 | 79 | 21 | 116 | 30 |

※不検出、検出限界の剤をのぞく

10 お茶の文化の振興

- 小中学生へのお茶文化の普及等の活動や、海外における日本茶の普及に向けた取組等を推進。

【お茶の文化に関する理解の増進】

(日本茶大使による普及活動)

- NPO法人日本茶インストラクター協会の会員のうち、海外16カ国・地域に在住する31名を「日本茶大使」に任命。
- 各国の日本大使館等とも協力しつつ、日本茶の普及活動を実施。



(伝統文化親子教室事業)

- 子供たちが親とともに、茶道などの生活文化等を体験・修得できる機会を提供。
- 令和元年度は、主に小学生・中学生を対象して学校外で茶道418教室に対して実施。



(文化芸術創造拠点形成事業)

- 地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組を支援。
(掛川市「かけがわ茶エンナーレ」等)



【お茶に関する文化財の保存・活用】

(ふじのくに茶の都ミュージアム)

- 平成30年開館。お茶の産業・歴史・文化を紹介する展示のほか、茶摘み・手もみ体験や講座を充実させ、子どもから大人まで楽しくお茶について学べる機会を提供。
- 茶器や製茶道具などの展示を行い、茶文化を発信。



(文化的景観としての保護)

- 重要文化的景観「宇治の文化的景観」には、伝統的な茶園、茶工場、茶商家等が揃って残る。
- 昔ながらの本簀(ほんず)栽培を受け継ぐ茶園が見られ、現役最古の堀井式碾茶乾燥炉を使う茶工場もある。
- 修理や災害復旧を行うと共に、公開活用などの普及啓発を実施。

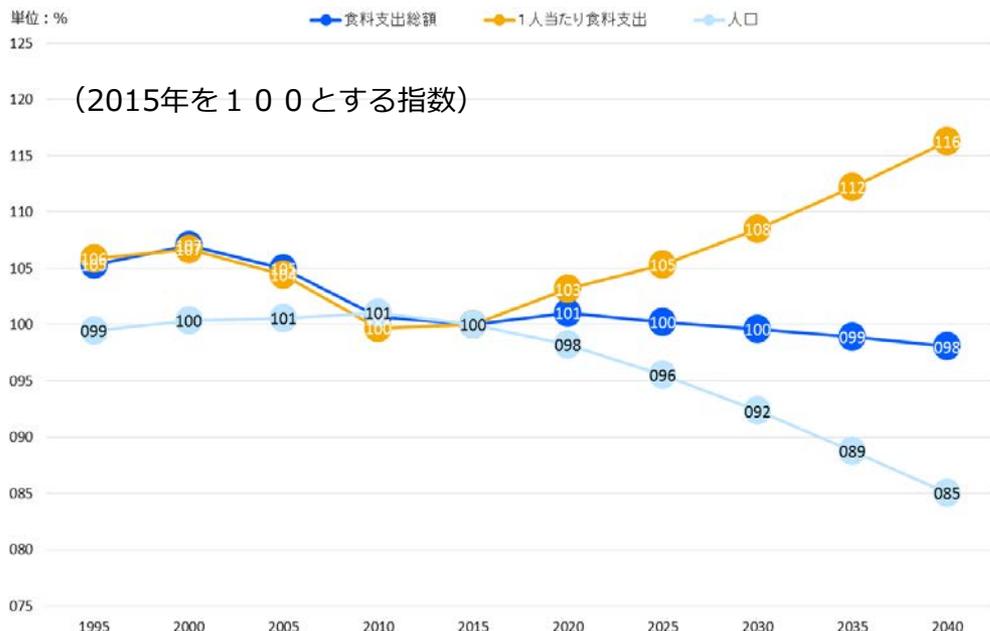


III 課題

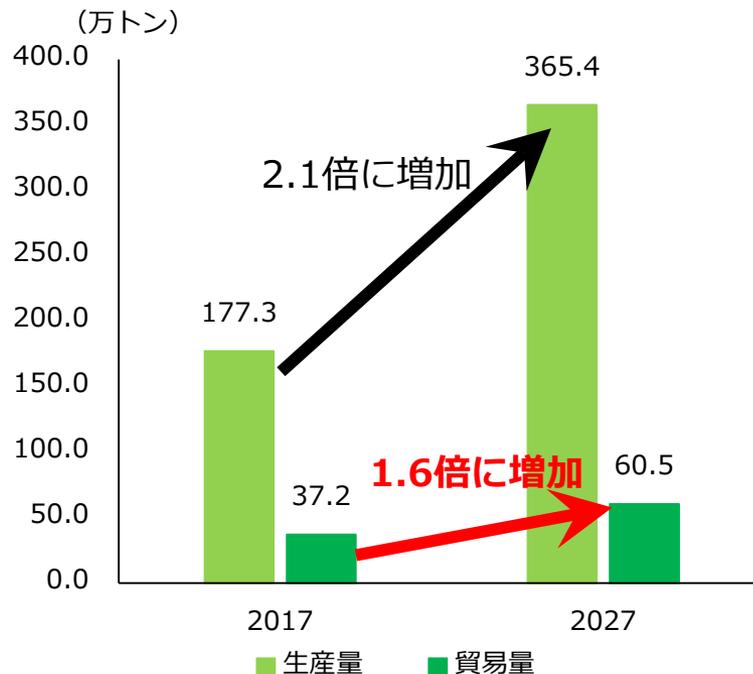
1 国内外の需要の見通し

- 国内の1人当たり食料支出は、加工食品の支出割合の増加等により拡大する見込みであるものの、今後、人口減少が進むことにより、食料支出総額は長期的に縮小していく見込み。
- 一方、世界の緑茶貿易量は10年で1.6倍に増加すると予測され、海外需要に対応した生産の拡大が必要。

【食料支出総額、1人当たり食料支出の将来推計】



【世界における緑茶の貿易量の見通し】



資料：農林水産研究所「我が国の食料消費の将来推計（2019年版）」

注：1. 2015年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、2020年以降は推計値。

2. 2015年価格による実績値。

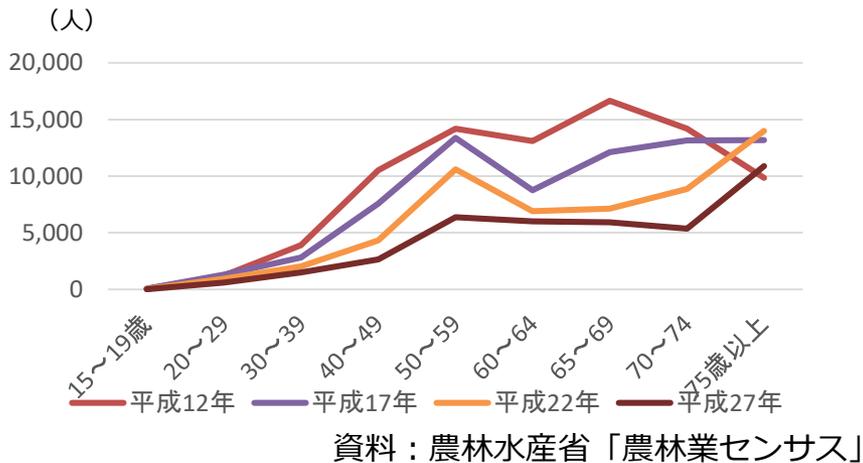
出典：FAO茶に関する政府間協議資料

2 茶産地が直面している現状と課題

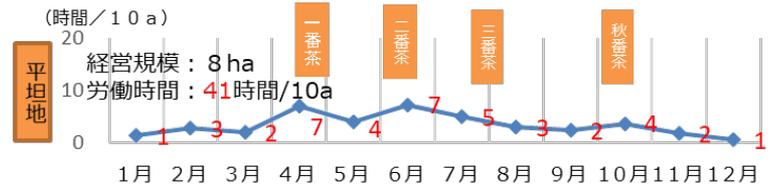
(1) 農業従事者の不足、労働時間の偏在

- 年齢別基幹的農業従事者数は年々減少し、高齢化が進展。また、機械化が困難である傾斜地では労働時間の季節的偏在が存在し、特に摘採時期の労働負荷が大きい。
- 将来的な人手不足に対応した省力化や労働負荷の軽減が必要であり、ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産現場に導入・実証する取組を開始。

【年齢別基幹的農業従事者数（工芸作物）】



【労働時間の季節的偏在】



資料：農林水産省調べ

【スマート農業技術の導入・実証】

- 実証事例（鹿児島堀口製茶（実証面積：116ha））



多目的散水装置



ロボット茶園管理機



情報の一元化と見える化

茶園管理のロボット化、畑かん施設の多目的有効活用、経営の見える化等により、大規模茶園における新しい茶業の実現を目指す。

「スマート農業実証プロジェクト」パンフレットより

2 茶産地が直面している現状と課題

(2) 多様化する消費者ニーズへの対応、新たな需要の創出

- リーフ茶の価格低迷や人口減少等に伴う国内需要の減少等、消費面での課題が存在する一方、増加するインバウンドや消費者ニーズの多様化など新たな需要も発生。
- このような新たな需要に対し、生産・実需等が連携して消費拡大に取り組むことが重要。

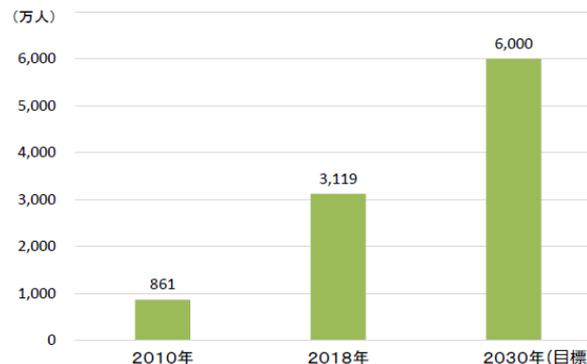
消費をめぐる課題

- リーフ茶の価格低迷
- 国内需要の減少 等

新たな需要

- 訪日外国人客の増加
- 海外需要の増加
- 簡便化志向、本物志向などニーズの多様化
- コト体験など新たな消費形態 等

○ 訪日外国人旅行者の推移



(注) 2030年の値は、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)で掲げられた目標値。

